（家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の譲渡等の基準）

第十八条　法第十四条第三項の農林水産省令で定める基準は、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設（以下「家畜人工授精所等」という。）において衛生的に保存されている家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる家畜人工授精用精液でないこと。

イ～ニ　（略）

二　次に掲げる家畜受精卵でないこと。

イ～ハ　（略）

（家畜人工授精用精液証明書等の様式）

第二十条　法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、同項の家畜体内受精卵証明書、同項の家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、同項の体内受精卵採取に関する証明書、同項の体外受精卵生産に関する証明書及び法第十五条の家畜人工授精簿は、それぞれ別記様式第七号、様式第八号、様式第九号、様式第十号、様式第十一号、様式第十二号及び様式第十三号によるものとする。

第二節　家畜人工授精師

第二十一条　（略）

（講習課目等）

第二十三条　家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。

一　学科

科目		時間
一般科目	（略）	（略） 五時間
専門科目	（略）	（略） 十七時間
	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	

二　実習

科目	時間
（略）	（略）
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	四十五時間

（品質の不良な家畜人工授精用精液及び家畜受精卵）

第十八条　法第十四条第三項の農林水産省令で定める品質の不良な家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

一　品質の不良な家畜人工授精用精液

イ～ニ　（略）

二　品質の不良な家畜受精卵

イ～ハ　（略）

（家畜人工授精用精液証明書等の様式）

第二十条　法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、同項の家畜体内受精卵証明書、同項の家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、同項の体内受精卵採取に関する証明書、同項の体外受精卵生産に関する証明書、法第十五条の家畜人工授精簿、法第二十二条第二項の授精証明書、同項の体内受精卵移植証明書、同項の体外受精卵移植証明書及び同項の精液採取に関する証明書は、それぞれ別記様式第七号、様式第七号の二、様式第七号の三、様式第八号、様式第八号の二、様式第八号の三、様式第九号、様式第十号、様式第十号の二、様式第十号の三及び様式第六号によるものとする。

（新設）

第二十一条　（略）

（講習課目等）

第二十三条　家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。

一　学科

科目		時間
一般科目	（略）	（略） 三時間
専門科目	（略）	（略） 十七時間
	人工授精	

二　実習

科目	時間
（略）	（略）
人工授精	四十五時間